

解雇者之支給セントスル諸手当

(1) 勤続手当ハ全額ニ対シ最長五全額

(2) 失業手当ハ三週間合

(3) 救済手当ハ日給九十日合

(4) 在帯手当ハ日給十五日合

(5) 神在帯手当ハ日給十日合

解状ノ状況

其後協働会ニ於テハ廿日ヨリ正式ニ調停ヲナシ

日中級人財埋合会兼務所ニ吾輩双方ヲ合見

薪旋ニ別紙覚書一通ヲ同端解状ヲ添付ス



十月二十七日復報ニスル